

18 医療保険制度の改革

提出先 厚生労働省

【提案項目】

- 1 国民健康保険の構造的問題の解決
- 2 市町村のインセンティブが発揮できる仕組みの構築

【提案内容】

- 項目1** 国民健康保険制度改革における保険者の都道府県移管の前提となる国保財政上の構造的問題の解決にあたっては、被保険者の負担能力に応じた保険料水準を明確にした上で、今後の医療費増大を踏まえ、将来にわたり赤字（地方負担）を生みだすことなく運営できる財源を、国の責任において確実に措置すること。
- 項目2** 国保の運営に関する役割分担において、市町村が担う保険料賦課徴収や医療費適正化など、保険者機能の発揮にインセンティブが与えられる仕組みを構築し、その権限と責任を法的に明確化すること。

【提案理由】

国民健康保険（国保）については、被用者保険と比較すると、年齢構成が高く医療費が高い、加入者の所得水準が低く保険料負担が重いなど、被保険者の実態に起因する構造的な問題があり、その結果、地方団体は厳しい財政運営を強いられ、本県では毎年度400億円を超える市町村の一般会計からの法定外繰入れが行われている。

社会保障制度改革のプログラム法では、財政上の構造的な問題の解決を前提に、平成29年度までに、都道府県が国保財政の運営を担い市町村が保険料の賦課徴収・保健事業等を担う方向が打ち出され、現在、国と地方との協議が行われている。

協議にあたっては、財政上の構造的な問題の解決について、国財政調整交付金算定上の収入額が実際と乖離しているために交付額が少なく、不足分が保険料に転嫁されて、中間所得者層の保険料負担が重い状況にある本県の保険者の問題を含め、法定外繰入の状況について十分な分析が必要である。

その上で、今後の医療費の増大を踏まえ、被用者保険における負担とのバランスに留意しつつ、所得階層別の保険料負担水準を明らかにした上で、被用者保険との財政調整を含め、国として将来にわたり財政負担をどのように行うのかを議論していくことが求められる。

その際、持続可能な制度に向けて、財政調整交付金の算定方法の見直しや、地方単独医療費助成に伴う定率負担金の減額措置の廃止など、保険者の医療費適正化の取組みを阻害しない財政調整のしくみを構築すべきである。

また、移管後の運営面での制度設計にあたり、県と市町村の権限と責任の分担を法的に担保し、市町村に保険料徴収や保健事業の実施、医療費適正化に対するインセンティブが働く仕組みとする必要がある。

併せて、持続可能な医療保険制度の構築のため、将来に向けてすべての医療保険制度の全国レベルでの一元化について検討すべきである。

【本県の国保の現状】

国保の財源のうち、国調整交付金の交付率は法令の規定上9%のところ、本県では2%と全国最低水準にとどまり、不足分を保険料の負担増及び法定外繰入により補填している。

これは普通調整交付金(医療分)の算定上、対象需要額(医療費実績)から控除される対象収入額(算定値)が、保険料の賦課限度額を超える所得を含み実際より過大となっているため、本県のように医療費が低く平均所得水準が高いほど、この乖離が大きくなり、多くの市町村が不交付又は過小交付となっている。逆に、医療費が高ければ高いほど、交付金が多く出るしくみとなっており、医療費適正化のインセンティブを阻害するものである。

[中間所得層の負担の状況 一所得に対する保険料の負担割合一]

1000万円未満収入のいずれの世帯・所得階層とも被用者保険(協会けんぽ)を上回り、特に収入200万円から400万円の世帯の負担が高くなっている。

収入 (万円)	所得 (万円)	横浜市国民健康保険				協会健保
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	
100	35.0	13.27%	13.27%	19.61%	25.96%	13.23%
200	122.0	11.17%	14.81%	16.27%	19.18%	8.25%
300	192.0	10.87%	13.18%	15.49%	17.80%	7.90%
400	266.0	10.72%	12.39%	14.05%	15.72%	7.80%
500	346.0	10.63%	11.91%	13.19%	14.48%	7.38%
600	426.0	10.57%	11.61%	12.66%	13.61%	7.12%
700	510.0	10.53%	11.33%	11.99%	12.65%	6.89%
800	600.0	10.23%	10.79%	10.83%	10.83%	6.65%
900	690.0	9.42%	9.42%	9.42%	9.42%	6.48%
1000	780.0	8.33%	8.33%	8.33%	8.33%	6.35%

協会けんぽの保険料負担率の2倍を超える世帯

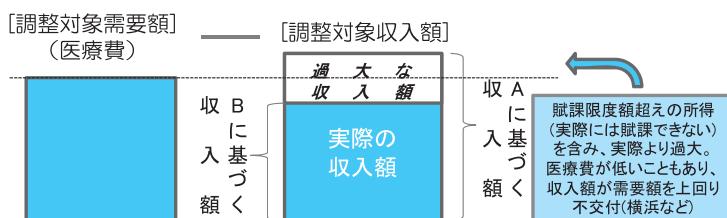
協会けんぽの保険料負担率の1.5倍を超える世帯

*以下のデータをもとに県が作成

- ・協会けんぽは、平成25年10月から適用の保険料率(介護分を除く)、標準報酬月額は年間16月(ボーナスが4月分支給)として算定。
- ・横浜市は、平成25年度の保険料率による算定(介護分を除く。軽減適用後)。

[普通調整交付金算定上の問題]

* 算定の仕組み

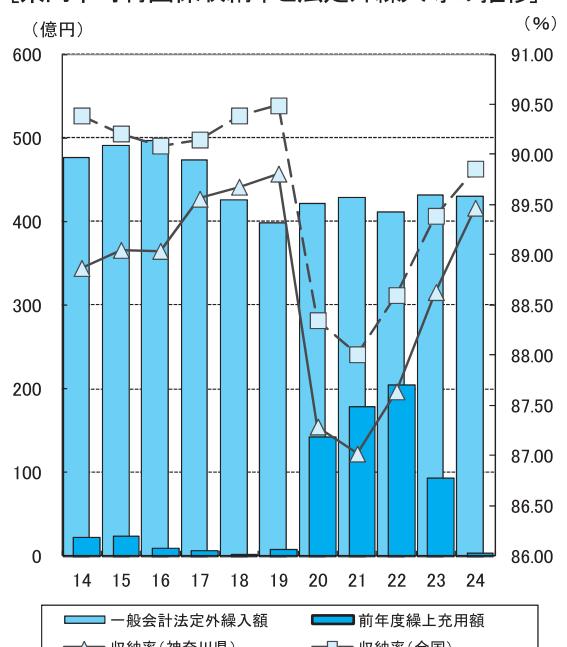


賦課限度額51万円(医療分)となる基準総所得金額 (例)
(単位:円)

世帯構成員人数	1	2	3	4
(A) 普通調整交付金 算定上の所得額	7,689,143	7,199,835	6,710,527	6,221,220
(B) 実際の保険料賦 課上の所得額	6,137,629	5,703,093	5,268,557	4,834,021

- 普通調整交付金の調整対象収入額の算定で用いられる基準総所得金額は、賦課限度額を超える基準総所得金額を控除し算定することとされている。
- しかし、医療費が低い場合、普通調整交付金算定上、賦課限度額に達する所得(A)は、実際の保険料賦課における所得(B)より高くなるため、実際の賦課では算入されない所得(A-B)が調整対象収入額の算定に含まれることになる。

[県内市町村国保収納率と法定外繰入等の推移]



(神奈川県担当課：保健福祉局医療保険課)